

議員提出議案第二号

国民健康保険事業費納付金の算定に医療費実績割を付加することを求める意見書

本案を次のとおり提出する。

平成二十九年六月十六日提出

箕面市議会議員 岡沢 聡

同 神田 隆生

同 川上 加津子

同 中井 博幸

同 武智 秀生

議員提出議案第二号

国民健康保険事業費納付金の算定に医療費実績割を付加する

ことを求める意見書

国民健康保険の運営は、平成三十年度から都道府県と市町村が担うこととなることから、現在、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において、健全かつ持続可能な制度設計をめざして鋭意検討が進められている。

しかし、現時点において公表されている大阪府国民健康保険運営方針骨子（案）は、将来に渡って持続可能な制度とは言い難いものとなっている。現行案は、府下統一保険料とするために、「標準的な保険料の算定方法」に医療費水準を反映しないとされており、国民健康保険財政や国民健康保険料を直接左右する制度の根幹部分が軽視されているのである。このことは、今後の保険財政の安定を大きく揺るがしかねず、医療費の増大、すなわち保険料の上昇に歯止めが効かなくなるのである。

加えて、これまで本市では、国民健康保険運営協議会や三師会の関係機関とともに、健康増進・各種検診の無料化などをはじめとして医療費の増加抑制に地道に取り組み、低い医療費水準を保ってきたところである。こうした市町村の長年の努力を組み込んだ制度設計が必要不可欠であるにもかかわらず、骨子（案）には盛り込まれていないのである。

府内統一保険料は、各市町村の医療費抑制努力の有無にかかわらず、保険料が各市町村とも同額となるもので、医療費抑制のインセンティブが働かずに、医療費の増加に歯止めがかからなくなるのである。

国民健康保険制度を健全かつ持続可能なものとしていくためには、各市町村が医療費の抑制に向けて切磋琢磨することが必要不可欠であり、その

成果を市町村の保険料に反映させることは必然である。

よって、箕面市議会は大阪府に対して、大阪府国民健康保険運営方針に次の事項を付加するよう求める。

記

- 一 国民健康保険事業費納付金の算定に医療費実績割を付加すること。
- 二 被保険者、特に低所得者の保険料負担に十分配慮した制度設計とし、保険料負担の軽減に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年六月二十二日

箕 面 市 議 会